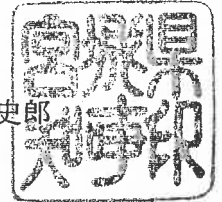




環 政 第 5 0 号
平 成 1 3 年 6 月 2 1 日

宮城県知事 浅野 史郎 殿
(都市計画課 扱い)

宮城県知事 浅野 史郎



仙塩広域都市計画（仮称）名取市下増田臨空土地区画整理事業及び（仮称）名取市
関下土地区画整理事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について（送付）
平成13年2月2日付け都市第482号で提出のありましたこのことについて、別紙のとおり意見
書を作成したので環境影響評価法第10条第1項の規定により送付します。

担 当 環境政策課環境影響評価班
電 話 (内) 2664

(別紙)

環境影響評価方法書に対する意見書

1 都市計画対象事業の種類及び名称

種 類	土地区画整理事業
名 称	仙塩広域都市計画（仮称）名取市下増田臨空土地区画整理事業 及び（仮称）名取市関下土地区画整理事業

2 都市計画対象事業実施区域

宮城県名取市下増田、杉ヶ袋及び増田地内

3 都市計画決定権者の氏名及び住所

氏 名	宮城県知事 浅野 史郎
住 所	仙台市青葉区本町三丁目 8 - 1

4 知事意見の内容

1) 全般的事項

(1) 方法書に記載されている事業計画は、土地利用計画や工事計画が具体的に記述されていないことから、環境影響評価準備書においては、これらについて可能な限り具体的な記述を行うこと。特に公園・緑地計画、雨水計画を含む下水道計画、鉄道計画との関連性、盛土材の搬入ルートなどを明らかにすること。また、これを踏まえ、調査、予測及び評価の合理性を検討し、事業特性及び地域特性を考慮し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 当該事業に関しては宮城県環境影響評価要綱（平成5年11月施行、平成11年6月廃止）に基づき項目を選定し、既に調査を行っていることから、環境影響評価準備書においては、これらの結果を踏まえて、必要な項目を追加し、調査、予測及び評価を行うこと。また、環境影響評価項目として選定しない場合はその理由を明らかにすること。

2) 個別的事項

(大気環境)

(1) 大気質の予測評価に当たっては、国道4号等の位置や風向等の地域特性を考慮して一般環境大気測定局名取局のデータ以外の資料についても追加調査し、また必要に応じて新たに現地調査を行うなどして、予測及び評価を行うこと。

(2) 当該事業計画地周辺には住宅地なども存在することから、工事の実施の造成工事による粉じん等の影響について環境影響評価項目として選定すること。

(水環境)

工事の実施の雨水の排水による水の濁りの影響の予測に当たっては、仮設沈砂池計画を具体的に明らかにするとともに、当該事業計画地の地域特性を考慮し、在来土壌に関しても予測計算を行うこと。

(土壌環境)

- (1) 当該事業に係る盛土材は区域外から搬入することとなっているが、搬入土砂に含まれる有害物質による土壌汚染が懸念されることから、工事の実施の造成工事による土壌汚染の影響について、環境影響評価項目として選定すること。
- (2) 工事の実施の造成工事による地形及び地質への影響について環境影響評価項目として選定すること。

(動物・植物・生態系)

- (1) 動植物の予測評価に当たっては、全体的な動物相・植物相や生息・生育環境の変化を把握し、適切に行うこと。
- (2) 当該事業計画地やその周辺の生態系を把握するために、上位性、典型性、特殊性を示す種・群集を解析することとしているが、典型性については地域の生態系の中で重要な機能的役割を持つ種・群集や生物の多様性を特徴づける種・群集にも着目し、調査、予測及び評価を行うこと。また、生態系の類型化に当たってはそれぞれの類型区分毎に構造や食物連鎖を明らかにすること。
- (3) 生態系の予測手法において定性的な手法により行うこととしているが、可能な限り具体的かつ定量的に行うこと。
- (4) 工事の実施による動物・植物・生態系への影響、自動車及び列車の走行による動物・生態系への影響について、環境影響評価項目として選定すること。
- (5) 当該事業計画地の自然的環境の状況を調査する際には、文献を用いて都道府県や市町村単位のスケールで絞り込みを行い、調査を行うこと。また、県内の平野や仙台圏で実施された既存の環境影響評価書など、さらに多くの文献等を参照して、調査、予測及び評価を行い、環境影響評価準備書においてその結果を具体的に記述すること。
- (6) 動物、植物及び生態系の予測評価に当たっては、既存の調査結果を活用することとしているが、その妥当性を検討し、必要に応じ新たに調査を行うこと。

(景 観)

当該事業計画地の北側には集落が存在することから、新たに1調査地点を追加し、調査、予測及び評価を行うこと。